

薬食審査発第 0221001 号

平成 20 年 2 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正に伴う
医薬部外品等製造販売承認申請等の取扱いについて

医薬部外品原料の規格については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 について」により「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として定められたところであるが、今般、平成 20 年 2 月 21 日付け薬食発第 0221004 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 の一部改正について」により、外原規 2006 の一部改正に係る要点等について通知したところである。

今般、外原規 2006 の一部改正（以下「改正外原規 2006」という。）に伴う医薬品及び医薬部外品（以下「医薬部外品等」という。）に係る製造販売承認申請等の取扱いを下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知方よろしく御配慮願いたい。

記

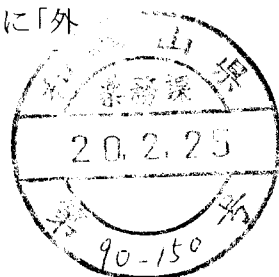
1. 規格が改正された品目の取扱いについて

外原規 2006 に記載されている品目であって、今次改正により規格が改正された品目については、平成 21 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができるものとするが、同日以降は改正後の規格によるものであること。

2. 医薬部外品等の承認申請上の取扱いについて

(1) 新規に承認申請を行う医薬部外品等の取扱いについて

規格が改正された品目を含有し、新規に承認申請を行うものであって、当該成分の規格を改正外原規 2006 とするものについては、「成分及び分量又は本質」欄に「外



原規」と記載し、規格内容は省略すること。なお、平成 21 年 3 月 31 日までは、改正前の規格により承認申請することで差し支えないが、同日以降は今次改正後の規格によるものとする。

(2) 既に承認を取得している医薬部外品等の取扱いについて

規格が改正された品目を含有し、既に承認を取得したものであって、当該成分の規格を改正外原規 2006 とするものについては、平成 21 年 3 月 31 日までは、改正前の規格によることができるものとするが、同日以降は今次改正後の規格によるものとする。

3. その他留意事項等について

(1) 軽微変更届出については、平成 23 年 3 月 31 日までにすること。

(2) 軽微変更届出を行う際は、軽微変更届書の「備考」欄に、「平成 20 年 2 月 21 日付け薬食審査発第 0221001 号「医薬部外品原料規格 2006 の一部改正に伴う医薬部外品等製造販売承認申請等の取扱いについて」による届出」と記載すること。